

○南空知公衆衛生組合監査委員条例

〔平成4年12月18日〕
条例第2号

改正 令和6年3月25日条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の定数）

第2条 監査委員の定数は2人とする。

（請求又は要求による監査）

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

（定例監査）

第4条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ期日を組合長に通知しなければならない。

（決算及び証書類の審査）

第5条 監査委員は、法第233条第2項の規定による決算及び証書類並びにその他必要な書類が審査に付されたときは、すみやかに意見を付けて組合長に送付しなければならない。

（出納検査）

第6条 法第235条の2第1項の規定による検査は、年3回とする。

（公表）

第7条 監査委員の行う公表は、南空知公衆衛生組合公告式条例（昭和42年条例第2号）第2条の規定によりこれを行う。

（その他の事項）

第8条 この条例に規定するもののほか、監査、検査及び審査の執行に関し必要な事

第2章 議会・監査（南空知公衆衛生組合監査委員条例）

項は、監査委員が協議してこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。